

香川県福祉のまちづくり条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成22年3月31日

香川県知事 真 銅 武 紀

香川県規則第34号

香川県福祉のまちづくり条例施行規則の一部を改正する規則

香川県福祉のまちづくり条例施行規則（平成8年香川県規則第54号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前								
(整備基準) 第4条 略	第4条 条例第9条第2項の規則で定める整備基準は、別表第2のとおりとする。ただし、当該整備基準に適合させる場合と同等以上に公共的施設を障害者、高齢者等が円滑かつ安全に利用することができると知事が認める場合又は地形若しくは敷地の状況、建築物の構造、沿道の利用の状況、事業者の負担の程度その他やむを得ない理由により当該整備基準によることが困難であると知事が認める場合にあっては、当該整備基準によらないことができる。								
(適合証の交付の請求等) 第5条 略 2 前項の請求書には、 <u>知事が別に定める整備項目表</u> 及び別表第3の左欄に掲げる公共的施設の区分に応じた同表の右欄に掲げる図書を添付しなければならない。ただし、条例第14条の規定による届出をした者が同項の請求をする場合は、この限りでない。 3・4 略	(適合証の交付の請求等) 第5条 略 2 前項の請求書には、整備項目表（第2号様式）及び別表第3の左欄に掲げる公共的施設の区分に応じた同表の右欄に掲げる図書を添付しなければならない。ただし、条例第14条の規定による届出をした者が同項の請求をする場合は、この限りでない。 3・4 略								
(改善計画書の提出) 第12条 略 2 前項の改善計画書には、 <u>知事が別に定める改善計画項目表</u> 及び別表第3の左欄に掲げる公共的施設の区分に応じた同表の右欄に掲げる図書を添付しなければならない。	(改善計画書の提出) 第12条 略 2 前項の改善計画書には、改善計画項目表（第9号様式）及び別表第3の左欄に掲げる公共的施設の区分に応じた同表の右欄に掲げる図書を添付しなければならない。								
別表第1（第2条、第6条関係） <table border="1"><tr><td>公共的施設の区分</td><td>公共的施設</td></tr><tr><td>1～4 略</td><td></td></tr></table>	公共的施設の区分	公共的施設	1～4 略		別表第1（第2条、第6条関係） <table border="1"><tr><td>公共的施設の区分</td><td>公共的施設</td></tr><tr><td>1～4 略</td><td></td></tr></table>	公共的施設の区分	公共的施設	1～4 略	
公共的施設の区分	公共的施設								
1～4 略									
公共的施設の区分	公共的施設								
1～4 略									

5 建築物以外の路外駐車場	駐車場法（昭和32年法律第106号）第2条第2号に規定する路外駐車場（自動車車庫、駐車場法施行令（昭和32年政令第340号）第15条に規定する特殊の装置を用いる路外駐車場、道路法第2条第2項第6号に規定する自動車駐車場並びに1の項の建築物及び4の項の公園に附帯する駐車場を除く。）
5 建築物以外の路外駐車場	駐車場法（昭和32年法律第106号）第2条第2号に規定する路外駐車場（自動車車庫及び駐車場法施行令（昭和32年政令第340号）第15条に規定する特殊の装置を用いる路外駐車場を除く。）

別表第2（第4条関係）

2 公共交通機関の施設に関する整備基準

整備項目	整備基準
1 障害者、高齢者等が円滑に利用できる経路（以下「公共交通移動等円滑化経路」という。）	<p>(1) 公公用通路（旅客施設の営業時間内において常時一般交通の用に供せられている一般交通用施設であつて、旅客施設の外部にあるものをいう。以下同じ。）と公共輸送車両等の乗降口との間の経路のうち1以上を、公共交通移動等円滑化経路とすること。</p> <p>(2) 公共交通移動等円滑化経路は、次に定める構造とすること。</p> <p>ア 当該公共交通移動等円滑化経路上に段を設けないこと。ただし、次のいずれかに該当する場合は、この限りでない。</p> <p>(ア) 傾斜路又はエレベーターその他の昇降機を併設する場合</p> <p>(イ) 旅客施設に隣接しており、かつ、旅客施設と一体的に利用される他の施設の傾斜路（工に定める基準に適合するものに限る。）、エレベーター（才に定める基準に適合するものに限る。）又はエスカレーター（力に定める基準に適合するものに限る。）</p>

別表第2（第4条関係）

2 公共交通機関の施設に関する整備基準

整備項目	整備基準
1 改札口	<p>改札口を設ける場合には、1以上の改札口は、次に定める構造とすること。</p> <p>(1) 有効幅は、80センチメートル以上とすること。</p> <p>(2) 車いす使用者が通過する際に支障となる段を設けないこと。</p> <p>(3) 線状ブロック等及び点状ブロック等を適切に組み合わせて敷設し、又は音声誘導装置その他これに代わる装置を設けること。</p>

を利用することにより、障害者、高齢者等が旅客施設の営業時間内において常時公用通路と公共輸送車両等の乗降口との間の移動を円滑に行うことができる場合

(ウ) 管理上の理由によりエレベーターその他の昇降機を設置することが困難な場合

イ 当該公共交通移動等円滑化経路を構成する出入口は、次に定める構造であること。

(ア) 有効幅は、90センチメートル以上とすること。

(イ) 戸を設ける場合には、自動的に開閉する構造その他車いす使用者が容易に開閉して通過できる構造とし、かつ、その前後に高低差がないこと。
ただし、傾斜路を併設する場合は、この限りでない。

ウ 当該公共交通移動等円滑化経路を構成する通路は、2の項に定めるところによるほか、次に定める構造であること。

(ア) 幅員は、140センチメートル以上とすること。ただし、構造上の理由によりやむを得ない場合は、通路の末端の付近の構造を車いすの転回に支障のないものとし、かつ、区間50メートル以内ごとに車いすが転回することができる構造の部分を設けた上で、幅員を120センチメートル以上とすることができます。

(イ) 戸を設ける場合には、イの(イ)に定める構造とすること。

(ウ) 照明設備が設けられていること。

工 当該公共交通移動等円滑化経路を構成する傾斜路は、3の項に定めるところによるほか、1の表の1の項の(2)の工に定める構造に準じたものとすること。ただし、構造上の理由によりやむを得ない場合は、この限りでない。

オ 当該公共交通移動等円滑化経路を構成するエレベーター及びその乗降口ビーは、次に定める構造であること。

(ア) 1の表の1の項の(2)のオの
(イ)から(シ)まで又は同項の(2)の
力の(ア)に定める基準に適合するも
のとすること。

(イ) かご及び昇降路の出入口の戸に
ガラスその他これに類するものがは
め込まれていること又はかご外及び
かご内に画像を表示する設備が設置
されていることにより、かご外にい
る者とかご内にいる者が互いに視覚
的に確認できる構造とすること。

カ 当該公共交通移動等円滑化経路を構成するエスカレーターは、4の項に定めるところによるほか、次に定める構造であること。ただし、(キ)及び(ケ)については、複数のエスカレーターが隣接した位置に設けられる場合は、そのうち1のみが適合していれば足りるものとする。

(ア) 上り専用のものと下り専用のものをそれぞれ設置すること。ただし、
旅客が同時に双方向に移動すること
がない場合については、この限りで
ない。

(イ) 踏み段の表面及びくし板は、滑
りにくい材料で仕上げること。

	<p>(ウ) 昇降口において、3枚以上の踏み段が同一平面状にあること。</p> <p>(エ) 踏み段の端部の全体がその周囲の部分と色の明度、色相又は彩度の差が大きいことにより踏み段相互の境界を容易に識別できるものとすること。</p> <p>(オ) くし板の端部と踏み段の色の明度、色相又は彩度の差が大きいことによりくし板と踏み段との境界を容易に識別できるものとすること。</p> <p>(カ) エスカレーターの上端及び下端に近接する通路の床面等において、当該エスカレーターへの進入の可否が示されていること。ただし、上り専用又は下り専用でないエスカレーターについては、この限りでない。</p> <p>(キ) 有効幅は、80センチメートル以上とすること。</p> <p>(ク) 踏み段の面を車いす使用者が円滑に昇降するために必要な広さとすることができる構造であり、かつ、車止めが設けられていること。</p>		
2 通路その他これに類するもの（敷地内の通路を除く。以下「通路等」という。）	<p>通路等は、次に定める基準に適合すること。</p> <p>(1) 表面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げること。</p> <p>(2) 段を設ける場合においては、当該段は、5の項に定める構造に準じたものとすること。</p>	2 通路その他これに類するもの（敷地内の通路を除く。以下「通路等」という。）	<p>(1) 表面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げること。</p> <p>(2) 段を設ける場合においては、当該段は、3の項に定める構造に準じたものとすること。</p> <p>(3) 1の項に定める構造の改札口から乗降場に至る経路のうち1以上の経路においては、通路等を次に定める構造とすること。この場合において、4の項に定める構造のエレベーターが設置されるときは、当該1以上の経路は、当該エレベー</p>

- ターの昇降路を含むものとすること。
ア 幅員は、140センチメートル以上とすること。
イ 高低差がある場合においては、次に定める構造の傾斜路及びその踊場又は車いす使用者用特殊構造昇降機を設けること。
(ア) 有効幅は、120センチメートル(段を併設する場合にあっては、90センチメートル)以上とすること。
(イ) 勾配は、12分の1(傾斜路の高さが16センチメートル以下の場合にあっては、8分の1)を超えないこと。
(ウ) 高さが75センチメートルを超える傾斜路にあっては、高さ75センチメートル以内ごとに踏幅150センチメートル以上の踊場を設けること。
(エ) 表面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げること。
(オ) 縁端部には、高さ5センチメートル以上の立ち上がり又は側壁を設けること。
(カ) 傾斜路には、両側に手すりを設けること。
(キ) 傾斜路は、その踊場及び当該傾斜路に接する通路等の色と明度の差の大きい色とすること等によりこれらと識別しやすいものとすること。
(ク) 傾斜路の上端に近接する通路等及び踊場の部分には、点状ブロック等を敷設すること。
(ケ) 1の項に定める構造の改札口並びに4の項に定める構造のエレベーター及び車いす使用者用特殊構造昇降機の

			<p><u>昇降路の改札口に接する部分は、水平とすること。</u></p> <p>(4) <u>1の項に定める構造の改札口から各乗降場に至る通路等には、線状ブロック等及び点状ブロック等を適切に組み合わせて敷設し、又は音声誘導装置その他これに代わる装置を設けること。</u></p>
<u>3 階段に代わり、又はこれに併設する傾斜路</u>	<p><u>傾斜路は、次に定める基準に適合することとすること。</u></p> <p>(1) <u>両側に手すりを設けること。</u></p> <p>(2) <u>表面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げること。</u></p> <p>(3) <u>傾斜がある部分と当該部分に近接する踊場及び通路の部分との色の明度、色相又は彩度の差の大きい色とすること等により識別しやすいものとすること。</u></p> <p>(4) <u>側面が壁でない場合にあっては、立ち上がりを設置すること。</u></p>	<u>3 階段</u>	<p>(1) <u>1の表の3の項の(2)から(5)までに定める構造とすること。</u></p> <p>(2) <u>高さが300センチメートルを超える階段にあっては、高さ300センチメートル以内ごとに踏幅150センチメートル以上の踊場を設けること。</u></p> <p>(3) <u>両側に手すりを設けること。</u></p> <p>(4) <u>階段の上端に近接する通路等及び踊場の部分には、点状ブロック等を敷設すること。</u></p>
<u>4 エスカレーター</u>	<u>エスカレーターの行き先及び昇降方向を音声により知らせる設備を設けること。</u>	<u>4 昇降機</u>	<p><u>公共交通機関の施設の1の項に定める構造の各改札口から各乗降場に至る経路に高低差がある箇所には、1の表の1の項の(2)のオ(ア)から(シ)に定める構造のエレベーターを設けること</u></p>
<u>5 階段</u>	<p><u>階段は、次に定める構造とすること。</u></p> <p>(1) <u>両側に手すりを設けること。</u></p> <p>(2) <u>手すりの端部の付近には、階段の通ずる場所を示す点字をはり付けること。</u></p> <p>(3) <u>回り階段ないこと。ただし、構造上の理由によりやむを得ない場合は、この限りでない。</u></p> <p>(4) <u>表面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げること。</u></p> <p>(5) <u>踏面の端部とその周辺部分との色の明度、色相又は彩度の差の大きいものと</u></p>	<u>5 プラットホーム</u>	<p><u>鉄道駅のプラットホームは、次に定める構造とすること。</u></p> <p>(1) <u>プラットホームの縁端と鉄道車両の旅客用乗降口の床面の縁端との間隔は、鉄道車両の走行に支障を及ぼすおそれのない範囲において、できる限り小さいものとすること。この場合において、構造上の理由により当該間隔が大きくなるときは、旅客に対しこれを警告するための設備を設けること。</u></p> <p>(2) <u>プラットホームの縁端と鉄道車両の</u></p>

	<p>すること等により段を容易に識別できるものとし、かつ、つまずきにくい構造とすること。</p> <p>(6) 側面が壁でない場合にあっては、立ち上がりを設置すること。</p> <p>(7) 照明設備が設けられていること。</p> <p>(8) 高さが300センチメートルを超える階段にあっては、高さ300センチメートル以内ごとに踏幅150センチメートル以上の踊り場を設けること。</p>	<p>旅客用乗降口の床面とのすき間又は段差により車いす使用者の円滑な乗降に支障がある場合は、車いす使用者の乗降を円滑にするための設備を1以上備えること。</p> <p>(3) 排水のための横断勾配は、100分の1を標準とすること。ただし、ホームドア又は可動式ホームさくを設けたプラットホームにあっては、この限りでない。</p> <p>(4) 表面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げること。</p> <p>(5) ホームドア、可動式ホームさく、点状ブロックその他の視覚障害者の転落を防止するための設備を設けること。</p> <p>(6) プラットホームの線路側以外の端部には、旅客の転落を防止するためのさくを設けること。ただし、当該端部に階段が設置されている場合その他旅客が転落するおそれのない場合は、この限りでない。</p> <p>(7) 列車の接近を文字等により警告するための設備及び音声により警告するための設備を設けること。ただし、プラットホームにホームドア若しくは可動式ホームさくが設けられた場合又は電気設備がない場合その他技術上やむを得ない場合は、この限りでない。</p> <p>(8) 列車に車いす使用者が利用することができる部分を設ける場合は、当該部分に通ずる旅客用乗降口が停止する位置をプラットホーム上に表示すること。ただし、当該位置が一定していない場合は、この限りでない。</p>
6 視覚障害者が円滑に利用できる経路（	(1) 通路その他これに類するものであつて、公共用通路と公共輸送車両等の乗降	6 バスターミナルの乗降場 バスターミナルの乗降場は、次に定める構造とすること。

	<p><u>以下「視覚障害者公共交通移動等円滑化経路」という。)</u></p> <p>口との間の経路を構成するものを、視覚障害者公共交通移動等円滑化経路とすること。</p> <p>(2) 視覚障害者公共交通移動等円滑化経路は、次に定める構造とすること。</p> <p>ア 線状ブロック等及び点状ブロック等を適切に組み合わせて床面に敷設し、又は音声その他の方法により視覚障害者を誘導する設備を設けること。ただし、視覚障害者の誘導を行う者が常駐する2以上の設備がある場合であって、当該2以上の設備間の誘導が適切に実施されるときは、当該2以上の設備間の視覚障害者公共交通移動等円滑化経路については、この限りでない。</p> <p>イ アの視覚障害者公共交通移動等円滑化経路から1の項の(2)の才に定める構造の乗降ロビーに設ける制御装置、7の項の(3)に定める構造の設備（音によるものを除く。）、便所の出入口及び9の項に定める構造の乗車券等販売所までの経路には、それぞれ線状ブロック等及び点状ブロック等を適切に組み合わせて床面に敷設すること。</p> <p>ウ 階段、傾斜路及びエスカレーターの上端及び下端に近接する通路等には、点状ブロック等を敷設すること。</p>		<p>(1) 表面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げること。</p> <p>(2) 乗降場の縁端のうち、誘導車路その他の自動車の通行、停留又は駐車の用に供する場所（以下「自動車用場所」という。）に接する部分には、さく、点状ブロックその他の視覚障害者の自動車用場所への進入を防止するための設備を設けること。</p> <p>(3) 当該乗降場に接して停留する自動車に車いす使用者が円滑に乗降できる構造とすること。</p>
7 案内設備	<p>(1) 公共輸送車両等の運行（運航を含む）に関する情報を文字等により表示するための設備及び音声により提供するための設備を備えること。ただし、電気設備がない場合その他技術上の理由によりやむをえない場合は、この限りでない。</p> <p>(2) エレベーターその他の昇降機、傾斜</p>	7 旅客船ターミナルの乗降用設備	<p>旅客船ターミナルにおいて船舶に乗降するためのタラップその他の設備（以下「乗降用設備」という。）を設置する場合は、当該乗降用設備は、次に掲げる構造とすること。</p> <p>(1) 有効幅は、90センチメートル以上であること。</p>

	<p><u>路、便所、乗車券等販売所、待合室、案内所若しくは休憩設備（以下「移動等円滑化のための主要な設備」という。）又は(3)に定める基準に適合する案内板その他の設備の付近には、当該設備があることを表示する標識（日本工業規格Z8210に適合するものに限る。）を設けること。</u></p> <p><u>(3) 公共用通路に直接通ずる出入口（鉄道駅にあっては、当該出入口又は改札口。(4)において同じ。）の付近には、移動等円滑化のための主要な設備（エレベーターその他の昇降機を設けない場合には、旅客施設に隣接しており、かつ、旅客施設と一体的に利用される他の施設のエレベーター（1の表の1の項の(2)の才に定めるものに限る。）を含む。以下の項において同じ。）の配置を表示した案内板その他の設備を設けること。ただし、移動等円滑化のための主要な設備の配置を容易に視認できる場合は、この限りでない。</u></p> <p><u>(4) 案内板等は、1の表の13の項の(3)及び(4)に定める基準に適合するものとすること。</u></p> <p><u>(5) 避難用の誘導灯を設ける場合においては、1の表の13の項の(5)に定める基準に適合するものとすること。</u></p>	<p><u>(2) 手すりが設けられていること。</u></p> <p><u>(3) 表面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げること。</u></p> <p><u>(4) 視覚障害者が水面に転落するおそれのある場所には、さく、点状ブロックその他の視覚障害者の水面への転落を防止するための設備を設けること。</u></p>
8 便所	<p><u>(1) 便所の出入口付近に、男子用及び女子用の区分（当該区分がある場合に限る。並びに便所の構造を音、点字その他の方法により視覚障害者に示すための設備を設けること。</u></p> <p><u>(2) 多数の者の利用に供する便所を設け</u></p>	<p><u>8 航空旅客ターミナル施設の旅客搭乗橋（航空旅客ターミナル施設と航空機の乗降口との間に設けられる設備であって、当該乗降口に接続して旅客を航空旅客ターミナル施設から直接航空機に乗降させるためのものをいう。）は、次に掲げる構造とすること。</u></p>

	<p>る場合においては、1の表の5の項の(1)に定める基準に適合する便所を1以上（男子用及び女子用の区分があるときは、それぞれ1以上）設けること。</p> <p>(3) 多数の者の利用に供する男子用小便器のある便所を設ける場合においては、1の表の5の項の(2)に定める基準に適合する小便器を1以上設けること。</p>		<p>(1) 有効幅は、90センチメートル以上であること。</p> <p>(2) 勾配は、12分の1以下であること。</p> <p>(3) 手すりが設けられていること。</p> <p>(4) 表面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げること。</p>
9 乗車券等販売所、待合所及び案内所（以下「乗車券等販売所等」という。）	<p>(1) 乗車券等販売所等を設ける場合においては、次に定める基準に適合する乗車券等販売所等を1以上設けること。</p> <p>ア 公共交通移動等円滑化経路と乗車券等販売所等との間の経路における通路のうち1以上は、1の項の(2)のウに定める構造であること。</p> <p>イ 出入口を設ける場合においては、1の項の(2)のイに定める構造の出入口を1以上設けること。</p> <p>ウ カウンターを設ける場合においては、1以上のカウンターを車いす使用者の利用に配慮した高さとし、その下部に車いす使用者が利用しやすい空間を設けること。ただし、常時勤務する者が容易にカウンターの前に出て対応できる構造である場合は、この限りでない。</p> <p>(2) 乗車券等販売所又は案内所（勤務する者を置かないものを除く。）に聴覚障害者が文字により意思疎通を図るために設備を備えること。この場合においては、当該設備を保有している旨を当該乗車券等販売所又は案内所に表示すること。</p>	9 便所	<p>(1) 多数の者の利用に供する便所を設ける場合においては、1の表の5の項の(1)に定める基準に適合する便所を1以上（男子用及び女子用の区分があるときは、それぞれ1以上）設けること。</p> <p>(2) 多数の者の利用に供する男子用小便器のある便所を設ける場合においては、1の表の5の項の(2)に定める基準に適合する便所を1以上設けること。</p>
10 券売機	券売機を設ける場合においては、1の表の18の項に定める基準に適合する券売機を1以上設けること。ただし、乗車券等の販売	10 カウンター及び記載台	多数の者の利用に供するカウンター及び記載台を設ける場合においては、1の表の11の項に定める基準に適合するカウンター及

	<p>を行う者が常時対応する窓口が設置されている場合は、この限りでない。</p>		<p>び記載台を1以上設けること。</p>
11 休憩設備	<p>障害者、高齢者等の休憩の用に供する設備を1以上設けること。ただし、旅客の円滑な流動に支障を及ぼすおそれのある場合は、この限りでない。</p>	11 公衆電話台	<p>複数の公衆電話台を設ける場合においては、1の表の12の項に定める基準に適合する公衆電話台を1以上設けること。</p>
12 改札口	<p>改札口は、次に定める構造とすること。</p> <p>(1) 鉄道駅において公共交通移動等円滑化経路に改札口を設ける場合においては、1以上の改札口は、有効幅が80センチメートル以上とすること。</p> <p>(2) 車いす使用者が通過する際に支障となる段を設けないこと。</p> <p>(3) 鉄道駅において自動改札機を設ける場合においては、当該自動改札機又はその付近に、当該自動改札機への進入の可否を容易に識別できる方法で表示すること。</p>	12 券売機	<p>券売機を設ける場合においては、1の表の18の項に定める基準に適合する券売機を1以上設けること。</p>
13 プラットホーム	<p>鉄道駅のプラットホームは、次に定める構造とすること。</p> <p>(1) プラットホームの縁端と鉄道車両の旅客用乗降口の床面の縁端との間隔は、鉄道車両の走行に支障を及ぼすおそれのない範囲において、できる限り小さいものとすること。この場合において、構造上の理由により当該間隔が大きくなるときは、旅客に対しこれを警告するための設備を設けること。</p> <p>(2) プラットホームと鉄道車両の旅客用乗降口の床面とは、できる限り平らであること。</p> <p>(3) プラットホームの縁端と鉄道車両の旅客用乗降口の床面とのすき間又は段差により車いす使用者の円滑な乗降に支障</p>	13 案内板等	<p>(1) 案内板及び標示板は、1の表の13の項の(1)及び(2)に定める基準に適合するものとすること。</p> <p>(2) 避難用の誘導灯を設ける場合においては、1の表の13の項の(3)に定める基準に適合するものとすること。</p>

がある場合は、車いす使用者の円滑な乗降のために十分な長さ、幅及び強度を有する設備を1以上備えること。ただし、構造上の理由によりやむを得ない場合は、この限りでない。

(4) 排水のための横断勾配は、1パーセントを標準とすること。ただし、プラットホームにホームドア若しくは可動式ホームさくが設けられた場合又は構造上の理由によりやむを得ない場合は、この限りでない。

(5) 表面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げること。

(6) 発着するすべての鉄道車両の旅客用乗降口の位置が一定しており、鉄道車両を自動的に一定の位置に停止させることができるプラットホーム（鋼索鉄道に係るものを除く。）にあっては、ホームドア又は可動式ホームさく（旅客の円滑な流動に支障を及ぼすおそれがある場合にあっては、点状ブロック（床面に敷設されるブロックであって、点状の突起が設けられており、かつ、周囲の床面との色の明度、色相又は彩度の差が大きいことにより容易に識別できるものをいう。以下同じ。）その他の視覚障害者の転落を防止するための設備）を設けること。

(7) (6)以外のプラットホームにあっては、ホームドア、可動式ホームさく、点状ブロックその他の視覚障害者の転落を防止するための設備を設けること。

(8) プラットホームの線路側以外の端部には、旅客の転落を防止するためのさくを設けること。ただし、当該端部に階段

	<p><u>が設置されている場合その他旅客が転落するおそれのない場合は、この限りでない。</u></p> <p>(9) <u>列車の接近を文字等により警告するための設備及び音声により警告するための設備を設けること。</u>ただし、プラットホームにホームドア若しくは可動式ホームさくが設けられた場合又は電気設備がない場合その他技術上やむを得ない場合は、この限りでない。</p> <p>(10) <u>照明設備が設けられていること。</u></p> <p>(11) <u>列車に車いす使用者が利用することができる部分を設ける場合は、当該部分に通ずる旅客用乗降口が停止する位置をプラットホーム上に表示すること。</u>ただし、当該位置が一定していない場合は、この限りでない。</p>		
14 バスターミナルの 乗降場	<p>バスターミナルの乗降場は、次に定める構造とすること。</p> <p>(1) <u>表面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げること。</u></p> <p>(2) <u>乗降場の縁端のうち、誘導車路その他の自動車の通行、停留又は駐車の用に供する場所（以下「自動車用場所」という。）に接する部分には、さく、点状ブロックその他の視覚障害者の自動車用場所への進入を防止するための設備を設けること。</u></p> <p>(3) <u>当該乗降場に接して停留する自動車に車いす使用者が円滑に乗降できる構造とすること。</u></p>		
15 旅客船ターミナル において船舶に乗降 するためのタラップ	<u>乗降用設備を設置する場合においては、当該乗降用設備は、次に定める構造とすること。</u>		

<p><u>その他の設備（以下「乗降用設備」という。）</u></p>	<p>(1) 車いす使用者が持ち上げられることなく乗降できる構造であること。ただし、構造上の理由によりやむを得ない場合は、この限りでない。</p> <p>(2) 有効幅は、90センチメートル以上であること。</p> <p>(3) 手すりが設けられていること。</p> <p>(4) 表面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げること。</p> <p>(5) 視覚障害者が水面に転落するおそれのある場所には、さく、点状ブロックその他の視覚障害者の水面への転落を防止するための設備を設けること。</p> <p>(6) 乗降用設備その他波浪による影響により旅客が転倒するおそれがある場所及び着岸する船舶により経路が一定しない部分については、6の項の定めにかかわらず、視覚障害者誘導用ブロックを敷設しないことができる。</p>			
<p><u>16 航空機の客室内への銃砲刀剣類等の持込みを防止するため、旅客の身体及びその手荷物の検査を行う場所（以下「保安検査場」という。）及び航空旅客ターミナル施設と航空機の乗降口との間に設けられる設備であって、当該乗降口に接続して旅客を航空旅客ターミナル施設から直接航空機に乗降させ</u></p>	<p>(1) 航空旅客ターミナル施設の保安検査場において門型の金属探知機を設置して検査を行う場合は、当該保安検査場内に、車いす使用者その他の門型の金属探知機による検査を受けることのできない者が通行するための通路を別に設けること。</p> <p>(2) (1)の通路の有効幅は、90センチメートル以上とすること。</p> <p>(3) 保安検査場には、聴覚障害者が文字により意思疎通を図るために設備を備えること。この場合においては、当該設備を保有している旨を当該保安検査場に表示すること。</p> <p>(4) 航空旅客ターミナル施設の旅客搭乗橋は、次に掲げる構造とすること。</p>			

るためのもの（以下
「旅客搭乗橋」とい
う。）

- ア 有効幅は、90センチメートル以上とすること。
イ 旅客搭乗橋の縁端と航空機の乗降口の床面とのすき間又は段差により車いす使用者の円滑な乗降に支障がある場合は、車いす使用者の円滑な乗降のために十分な長さ、幅及び強度を有する設備を1以上備えること。
ウ 勾配は、12分の1以下であること。
エ 手すりが設けられていること。
オ 表面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げること。
(5) 各航空機の乗降口に通ずる改札口のうち1以上の改札口の有効幅は、80センチメートル以上とすること。

3 道路に関する整備基準

整備項目	整備基準
1 歩道又は自転車歩行者道（以下「歩道等」という。）	<p>(1) 舗装は、平たんで、滑りにくく、かつ、水はけの良い仕上げとすること。</p> <p>(2) 略</p> <p>(3) 有効幅員は、歩道については2メートル以上、自転車歩行者道については3メートル以上とすること。</p> <p>(4) 形式はセミフラット形式を基本とし、次に定める構造とすること。</p> <p>ア 歩道等には、車道若しくは車道に接続する路肩がある場合の当該路肩（以下「車道等」という。）又は自転車道に接続して縁石線を設けること。</p> <p>イ 歩道等（車両乗入れ部及び横断歩道</p>

3 道路に関する整備基準

整備項目	整備基準
1 歩道	<p>(1) 表面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げること。</p> <p>(2) 略</p> <p>(3) 幅員は、200センチメートル以上とすること。</p> <p>(4) 形式は、原則としてセミフラット形式とし、次に定める構造とする。ただし、セミフラット形式が困難な場合は、マウントアップ形式又はフラット形式とすることができます。</p> <p>ア 歩道面は、車道面よりも5センチメートル高くすることを原則とすること。</p> <p>イ 歩道に設ける縁石は、車道より15セ</p>

	<p><u>に接続する部分を除く。)に設ける縁石の車道等に対する高さは、15センチメートル以上とすること。</u></p> <p><u>ウ 歩道等(縁石を除く。)の車道等に対する高さは、5センチメートルを標準とすること。ただし、横断歩道に接続する歩道等の部分にあっては、この限りでない。</u></p> <p>(5) 横断勾配は、2パーセントを標準とすること。ただし、透水性舗装の採用等により排水が図れる場合には、1パーセント以下とすること。</p> <p>(6) 略</p> <p>(7) <u>歩道等の巻込部及び横断歩道に接続する歩道等の部分には平たんな区間を設けることとし、次に定める構造とすること。</u></p> <p>ア <u>歩道等と車道等との段差は、2センチメートルを標準とすること。</u></p> <p>イ <u>当該区間の延長は、1.5メートル程度とすること。</u></p> <p>(8) <u>必要に応じ、視覚障害者誘導用ブロックを敷設し、その色は、黄色その他の周囲の路面との輝度比が大きいこと等により当該ブロック部分を容易に識別できる色とすること。</u></p> <p>(9) <u>車両乗入れ部の有効幅員のうち、平坦部の幅員は、1メートル以上とすること。</u></p>		<p><u>ンチメートル以上高くすることを原則とすること。</u></p> <p>(5) 横断勾配は、2パーセントを標準とすること。ただし、透水性舗装の採用などにより排水が図れる場合には、1パーセント以下とすること。</p> <p>(6) 略</p> <p>(7) <u>歩道の巻込部及び横断歩道箇所における歩道と車道の接する部分は、次に掲げる構造とすること。</u></p> <p>ア <u>歩道と車道との段差は、2センチメートルを標準とすること。</u></p> <p>イ <u>歩道のすりつけ部の縦断勾配は、5パーセント以下とすること。ただし、沿道の状況等によりやむを得ない場合は、8パーセント以下とすることができる。</u></p> <p>(8) <u>歩道と車道とは、工作物により明確に分離すること。</u></p> <p>(9) <u>必要に応じ、線状ブロック等及び点状ブロック等を適切に配置して敷設すること。</u></p>
2・3 略		2・3 略	

4 公園に関する整備基準

整備項目	整備基準
1 園路及び広場	<p>多数の者の利用に供する出入口及び5の項に定める基準に適合する駐車場に通ずる主たる園路及び広場は、次に定める基準に適合するものとすること。</p> <p>(1) 出入口は、次に定める基準に適合するものとすること。</p> <p>ア 有効幅は、120センチメートル以上とすること。</p> <p>イ 車止めを設ける場合は、当該車止めの相互間の間隔のうち1以上を、90センチメートル以上とすること。</p> <p>ウ 出入口からの水平距離が150センチメートル以上の水平面を設けること。 ただし、地形の状況等によりやむを得ない場合は、この限りでない。</p> <p>エ 車いす使用者が通過する際に支障となる段を設けないこと。ただし、傾斜路を併設する場合は、この限りでない。</p> <p>オ 表面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げること。</p> <p>(2) 通路は、次に定める基準に適合するものとすること。</p> <p>ア 幅員は、180センチメートル以上とすること。ただし、地形の状況等によりやむを得ない場合は、通路の末端の付近の広さを車いすの転回に支障のないものとし、かつ、50メートル以内ごとに車いすが転回することができる広さの場所を設けた上で、幅員を120センチメートル以上とすることができます。</p> <p>イ 車いす使用者が通過する際に支障となる段を設けないこと。ただし、傾斜</p>

4 公園に関する整備基準

整備項目	整備基準
1 出入口	<p>1以上の出入口は、次に定める構造とすること。</p> <p>(1) 幅員は、120センチメートル以上とすること。</p> <p>(2) 高低差がある場合においては、8パーセントを超えない勾配ですりつけること。</p> <p>(3) 表面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げること。</p>

路を併設する場合は、この限りでない。

ウ 縦断勾配は、4パーセント以下とすること。ただし、地形の状況等によりやむを得ない場合は、8パーセント以下とすることができる。

エ 3パーセント以上の縦断勾配が30メートル以上続く場合は、途中に150センチメートル以上の水平部分を設けること。

オ 横断勾配は、1パーセント以下とすること。ただし、地形の状況等によりやむを得ない場合は、2パーセント以下とすることができる。

カ 路面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げ、かつ、平たんであること。

キ 排水溝を設ける場合においては、溝ぶたは、つえ、車いす等の使用者の通行に支障のない構造とすること。

ク 縁石の切下げ部分は、有効幅員120センチメートル以上とし、縁石と園路面との段差を2センチメートル以下とし、すりつけ勾配を8パーセント以下とすること。

ケ 必要に応じて手すりを設けること。

(3) 階段は、次に定める基準に適合するものとすること。

ア 手すりが両側に設けられていること。ただし、地形の状況等によりやむを得ない場合は、この限りでない。

イ 手すりの端部の付近には、階段の通ずる場所を示す点字をはり付けること。

ウ 回り段がないこと。ただし、地形の状況等によりやむを得ない場合は、こ

の限りでない。

工 踏面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げること。

オ 踏面の端部とその周辺の部分との色の明度、色相又は彩度の差の大きいものとすること等により段を識別しやすいものとすること。

カ 段鼻の突き出しその他のつまづきの原因となるものが設けられていない構造のものであること。

キ 階段の両側には、立ち上がり部が設けられていること。ただし、側面が壁面である場合は、この限りでない。

(4) 階段を設ける場合は、傾斜路を併設すること。ただし、地形の状況等により傾斜路を設けることが困難である場合は、エレベーターその他の昇降機であって障害者、高齢者等の円滑な利用に適した構造のものを併設すること。

(5) 傾斜路（階段又は段に代わり、又はこれに併設するものに限る。）は、次に定める基準に適合するものとすること。

ア 幅員は、120センチメートル以上とすること。

イ 縦断勾配は、8パーセント以下とすること。

ウ 横断勾配を設けないこと。

工 路面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げること。

オ 高さが75センチメートルを超える傾斜路にあっては、高さ75センチメートル以内ごとに踏幅150センチメートル以上の踊場を設けること。

カ 手すりが両側に設けられていること。

	<p><u>ただし、地形の状況等によりやむを得ない場合は、この限りでない。</u></p> <p><u>キ 傾斜路の両側には、高さ5センチメートル以上の立ち上がり部が設けられていること。ただし、側面が壁面である場合は、この限りでない。</u></p> <p><u>ク 傾斜路は、その踊場及びその周辺の部分との色の明度、色相又は彩度の差の大きいものとすること等によりこれらと識別しやすいものとすること。</u></p> <p><u>(6) 障害者、高齢者等が転落するおそれのある場所には、さく、点状ブロック等及び線状ブロック等を適切に組み合わせて床面に敷設したもの（以下「視覚障害者誘導用ブロック」という。）その他の障害者、高齢者等の転落を防止するための設備が設けられていること。</u></p> <p><u>(7) 2の項から7の項までに掲げる施設のうちそれぞれ1以上及び当該公園の設置目的を踏まえ重要と認められる公園施設に接続していること。</u></p>		
2 屋根付広場	<p>多数の者の利用に供する屋根付広場を設ける場合においては、次に定める基準に適合する屋根付広場を1以上設けること。</p> <p><u>(1) 出入口は、次に定める基準に適合することであること。</u></p> <p><u>ア 有効幅は、120センチメートル以上とすること。ただし、地形の状況等によりやむを得ない場合は、80センチメートル以上とことができる。</u></p> <p><u>イ 車いす使用者が通過する際に支障となる段を設けないこと。ただし、傾斜路を併設する場合は、この限りでない。</u></p> <p><u>(2) 車いす使用者の円滑な利用に適した</u></p>	2 改札口	<p>改札口を設ける場合においては、2の表の1の項の(1)及び(2)に定める基準に適合する改札口を1以上設けること。</p>

	広さが確保されていること。	
3 休憩所及び管理事務所	<p>(1) 多数の者の利用に供する休憩所を設ける場合においては、次に定める基準に適合する休憩所を1以上設けること。</p> <p>ア 出入口は、次に定める基準に適合することであること。</p> <p>(ア) 有効幅は、120センチメートル以上とすること。ただし、地形の状況等によりやむを得ない場合は、80センチメートル以上とすることができる。</p> <p>(イ) 車いす使用者が通過する際に支障となる段を設けないこと。ただし、傾斜路を併設する場合は、この限りでない。</p> <p>(ウ) 戸を設ける場合においては、当該戸は、障害者、高齢者等が容易に開閉して通過できる構造とすること。</p> <p>イ カウンターを設ける場合においては、1以上のカウンターは、車いす使用者の円滑な利用に適した構造とすること。ただし、常時勤務する者が容易にカウンターの前に出て対応できる構造である場合は、この限りでない。</p> <p>ウ 車いす使用者の円滑な利用に適した広さが確保されていること。</p> <p>エ 多数の者の利用に供する便所を設ける場合においては、6の項の(2)から(6)までに定める基準に適合する便所を1以上設けること。</p> <p>(2) 多数の者の利用に供する管理事務所は、(1)に定める基準に適合するものとすること。</p>	
3 園路		<p>(1) 1の項に定める構造の出入口に通ずる主たる園路は、次に定める構造とすること。</p> <p>ア 幅員は、120センチメートル以上とすること。</p> <p>イ 縦断勾配は、4パーセント以下とすること。ただし、地形の状況等によりやむを得ない場合は、8パーセント以下とすることができます。</p> <p>ウ 3パーセント以上の縦断勾配が30メートル以上続く場合は、途中に150センチメートル以上の水平部分を設けること。</p> <p>エ 横断勾配は、水勾配程度とし、可能な限り水平とすること。</p> <p>オ 表面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げ、かつ、平坦とすること。</p> <p>カ 排水溝を設ける場合においては、溝ぶたは、つえ、車いす等の使用者の通行に支障のない構造とすること。</p> <p>キ 縁石の切下げ部分は、有効幅員120センチメートル以上とし、縁石と園路面との段差を2センチメートル以下とし、すりつけ勾配を8パーセント以下とすること。</p> <p>ク 必要に応じて手すりを設けること。</p> <p>(2) 段を設ける場合においては、当該段は、次に定める基準に適合するものとすること。</p> <p>ア 1の表の3の項の(1)から(5)までに定める構造に準じたものとすること。</p> <p>イ 段の上端に近接する園路及び踊場の部分には、点状ブロック等を敷設する</p>

こと。

ウ 次に定める構造の傾斜路及びその踊場を併設すること。

(ア) 幅員は、120センチメートル以上とすること。

(イ) 縦断勾配は、8パーセント以下とすること。

(ウ) 横断勾配は、水勾配程度とし、可能な限り水平とすること。

(エ) 高さが75センチメートルを超える傾斜路にあっては、高さ75センチメートル以内ごとに150センチメートル以上の踊場を設けること。

(オ) 傾斜路のうち、高さが16センチメートルを超え、かつ、勾配が5パーセントを超える傾斜がある部分には、手すりを設けること。

(カ) 表面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げること。

(キ) 縁端部には、高さ5センチメートル以上の立ち上がり又は側壁を設けること。

(ク) 傾斜路は、その踊場及び当該傾斜路に接する園路の色と明度の差の大きい色とすること等によりこれらと識別しやすいものとすること。

(ケ) 傾斜路の上端に近接する園路及び踊場の部分には、点状ブロック等を敷設すること。

4 野外劇場及び野外音楽堂

多数の者の利用に供する野外劇場及び野外音楽堂を設ける場合においては、次に定める基準に適合するものとすること。

(1) 出入口は、2の項の(1)に定める基準に適合するものであること。

4 便所

(1) 多数の者の利用に供する便所を設ける場合においては、1の表の5の項の(1)に定める基準に適合する便所を1以上（男子用及び女子用の区分があるときは、それぞれ1以上）設けること。

(2) 出入口と(3)の車いす使用者用観覧スペース及び(4)の便所との間の経路を構成する通路は、次に定める基準に適合するものであること。

ア 有効幅は、120センチメートル以上とすること。ただし、地形の状況等によりやむを得ない場合は、通路の末端の付近の広さを車いすの転回に支障のないものとした上で、有効幅を80センチメートル以上とすることができます。

イ 車いす使用者が通過する際に支障となる段を設けないこと。ただし、傾斜路を併設する場合は、この限りでない。

ウ 縦断勾配は、4パーセント以下とすること。ただし、地形の状況等によりやむを得ない場合は、8パーセント以下とすることができます。

エ 横断勾配は、1パーセント以下とすること。ただし、地形の状況等によりやむを得ない場合は、2パーセント以下とすることができます。

オ 路面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げること。

カ 障害者、高齢者等が転落するおそれのある場所には、さく、視覚障害者誘導用ブロックその他の障害者、高齢者等の転落を防止するための設備が設けられていること。

(3) 当該野外劇場及び当該野外音楽堂の収容定員が200以下の場合は当該収容定員に50分の1を乗じて得た数以上、収容定員が200を超える場合は当該収容定員に100分の1を乗じて得た数に2を加えた数以上の車いす使用者が円滑に利用す

(2) 多数の者の利用に供する男子用小便器のある便所を設ける場合においては、1の表の5の項の(2)に定める基準に適合する便所を1以上設けること。

	<p><u>ことができる観覧スペース（以下「車いす使用者用観覧スペース」という。）を設けること。</u></p> <p><u>(4) 多数の者の利用に供する便所を設ける場合においては、6の項の(2)から(6)までに定める基準に適合する便所を1以上設けること。</u></p> <p><u>(5) 車いす使用者用観覧スペースは、次に定める基準に適合するものとすること。</u></p> <p>ア <u>有効幅は90センチメートル以上であり、奥行きは120センチメートル以上であること。</u></p> <p>イ <u>車いす使用者が利用する際に支障となる段がないこと。</u></p> <p>ウ <u>車いす使用者が転落するおそれのある場所には、さくその他の車いす使用者の転落を防止するための設備が設けられていること。</u></p>	
5 駐車場	<p><u>(1) 多数の者の利用に供する駐車場を設ける場合においては、当該駐車場の全駐車台数が200以下の場合は当該駐車台数に50分の1を乗じて得た数以上、全駐車台数が200を超える場合は当該駐車台数に100分の1を乗じて得た数に2を加えた数以上の車いす使用者用駐車施設を1以上設けること。ただし、専ら大型自動二輪車及び普通自動二輪車（いずれも側車付きのものを除く。）の駐車のための駐車場については、この限りでない。</u></p> <p><u>(2) 車いす使用者用駐車施設は、次に定める基準に適合するものとすること。</u></p> <p>ア <u>車いす使用者用駐車施設へ通ずる1の項の(1)の出入口又は同項の園路及び広場から当該車いす使用者用駐車施</u></p>	
5 券売機		<u>券売機を設ける場合においては、1の表の18の項に定める基準に適合する券売機を1以上設けること。</u>

設に至る経路 ((3)に定める構造の通路を含むものに限る。) の距離ができるだけ短くなる位置に設けること。

イ 幅は、350センチメートル以上とすること。

ウ 車いす使用者用駐車施設又はその付近に、車いす使用者用駐車施設の表示を、立看板等の見やすい方法により表示すること。

(3) 車いす使用者用駐車施設へ通ずる出入口又は1の項の園路及び広場から当該車いす使用者用駐車施設に至る通路は、次に定める構造とすること。

ア 表面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げること。

イ 段を設ける場合においては、当該段は、1の表の3の項の(1)から(5)までに定める構造に準じたものとすること。

ウ 排水溝を設ける場合においては、溝ぶたは、つえ、車いす等の使用者の通行に支障のない構造とすること。

エ 幅員は、120センチメートル以上とすること。

オ 50メートル以内ごとに車いすの転回に支障がない場所を設けること。

カ 高低差がある場合においては、次に定める構造の傾斜路及びその踊場又は車いす使用者用特殊構造昇降機を設けること。

(ア) 幅員は、120センチメートル（段を併設する場合にあっては、90センチメートル）以上とすること。

(イ) 勾配は、8パーセント（傾斜路

	<p><u>の高さが16センチメートル以下の場合にあっては、12.5パーセント）を超えないこと。</u></p> <p><u>(ウ) 高さが75センチメートルを超える傾斜路にあっては、高さ75センチメートル以内ごとに踏幅150センチメートル以上の踊場を設けること。</u></p> <p><u>(エ) 傾斜路のうち、勾配が8パーセントを超える、又は高さが16センチメートルを超える、かつ、勾配が5パーセントを超える傾斜がある部分には、手すりを設けること。</u></p> <p><u>(オ) 表面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げること。</u></p> <p><u>(カ) 縁端部には、高さ5センチメートル以上の立ち上がり又は側壁を設けること。</u></p> <p><u>(キ) 傾斜路は、その踊場及び当該傾斜路に接する通路等との色の明度、色相又は彩度の差の大きい色とすること等によりこれらと識別しやすいものとすること。</u></p>		
<u>6 便所</u>	<p><u>(1) 多数の者の利用に供する便所を設ける場合においては、次に定める基準に適合するものとすること。</u></p> <p><u>ア 床の表面は、濡れても滑りにくい材料で仕上げること。</u></p> <p><u>イ 男子用小便器を設ける場合は、1の表の5の項の(2)に定める基準に適合する小便器を1以上設けること。</u></p> <p><u>(2) 多数の者の利用に供する便所を設ける場合においては、1以上の便所を、(1)に定める基準のほか、次に定める基準のいずれかに適合するものとすること。</u></p>	<u>6 案内板等</u>	<p><u>案内板及び標示板は、1の表の13の項の(1)及び(2)に定める基準に適合するものとすること。</u></p>

ア 便所（男子用及び女子用の区分があるときは、それぞれの便所）内に障害者、高齢者等の円滑な利用に適した構造を有する便房が設けられていること。

イ 障害者、高齢者等の円滑な利用に適した構造を有する便所であること。

(3) (2)のアの便房が設けられた便所、

(2)のイの便所及び(2)のアの便房は、次に定める基準に適合するものとすること。

ア 出入口は、次に定める基準に適合するものとすること。

(ア) 有効幅は、80センチメートル以上とすること。

(イ) 車いす使用者が通過する際に支障となる段を設けないこと。

(ウ) 戸を設ける場合においては、当該戸は、障害者、高齢者等が容易に開閉して通過できる構造とすること。

イ 車いす使用者の円滑な利用に適した広さが確保されていること。

(4) (2)のイの便所及び(2)のアの便房は、次に定める基準に適合するものとすること。

ア 腰掛便座及び手すりが設けられていること。

イ 1の表の5の項の(1)の力に定める基準に適合する水洗器具が設けられていること。

(5) (2)のアの便所の出入口には、障害者、高齢者等の円滑な利用に適した構造を有する便房が設けられていることを表示する標識が設けられていること。

(6) (2)のイの便所及び(2)のアの便房の出入口には、当該便房（(2)のイの便所にあっては当該便所）が障害者、高齢者等の円滑な利用に適した構造を有する便房であることを示す標識が設けられていること。

	<p>者等の円滑な利用に適した構造のものであることを表示する標識が設けられていること。</p>		
7 水飲場及び手洗場	<p>多数の者の利用に供する水飲場及び手洗場を設ける場合においては、障害者、高齢者等の円滑な利用に適した構造の水飲場及び手洗場を1以上設けること。</p>	7 駐車場	<p>(1) 多数の者の利用に供する駐車場には、車いす使用者用駐車施設を設けること。</p> <p>(2) 車いす使用者用駐車施設は、次に定める基準に適合するものとすること。</p> <p>ア 車いす使用者用駐車施設へ通ずる1の項に定める構造の出入口から当該車いす使用者用駐車施設に至る経路(3)に定める構造の通路を含むものに限る。)の距離ができるだけ短くなる位置に設けること。</p> <p>イ 幅は、350センチメートル以上とすること。</p> <p>ウ 車いす使用者用である旨を立看板等の見やすい方法により表示すること。</p> <p>(3) 車いす使用者用駐車施設へ通ずる出入口から当該車いす使用者用駐車施設に至る通路は、次に定める構造とすること。</p> <p>ア 表面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げること。</p> <p>イ 段を設ける場合においては、当該段は、1の表の3の項の(1)から(5)までに定める構造に準じたものとすること。</p> <p>ウ 排水溝を設ける場合においては、溝ぶたは、つえ、車いす等の使用者の通行に支障のない構造とすること。</p> <p>エ 幅員は、120センチメートル以上とすること。</p> <p>オ 高低差がある場合においては、次に定める構造の傾斜路及びその踊場又は車いす使用者用特殊構造昇降機を設け</p>

8 掲示板及び標識	<p>(1) 多数の者の利用に供する掲示板は、次に定める基準に適合するものとすること。</p> <p>ア 障害者、高齢者等の円滑な利用に適した構造のものであること。</p> <p>イ 当該掲示板に表示された内容が容易に識別できるものであること。</p> <p>(2) 多数の者の利用に供する標識は、1</p>				<p>ること。</p> <p>(ア) 幅員は、120センチメートル（段を併設する場合にあっては、90センチメートル）以上とすること。</p> <p>(イ) 勾配は、8パーセント（傾斜路の高さが16センチメートル以下の場合にあっては、12.5パーセント）を超えないこと。</p> <p>(ウ) 高さが75センチメートルを超える傾斜路にあっては、高さ75センチメートル以内ごとに踏幅150センチメートル以上の踊場を設けること。</p> <p>(エ) 傾斜路のうち、勾配が8パーセントを超える、又は高さが16センチメートルを超える、かつ、勾配が5パーセントを超える傾斜がある部分には、手すりを設けること。</p> <p>(オ) 表面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げること。</p> <p>(カ) 縁端部には、高さ5センチメートル以上の立ち上がり又は側壁を設けること。</p> <p>(キ) 傾斜路は、その踊場及び当該傾斜路に接する通路等の色と明度の差の大きい色とすること等によりこれらと識別しやすいものとすること。</p>

	<p>の表の13の項の(3)及び(4)に定める基準に適合するものとすること。</p> <p>(3) 1の項から7の項まで並びに(1)及び(2)に定める基準に適合する施設の配置を表示した標識を設ける場合においては、1の項により設けられた園路及び広場の出入口の付近に1以上設けること。</p>		
9 改札口	<p>改札口を設ける場合においては、次に定める基準に適合する改札口を1以上設けること。</p> <p>(1) 有効幅は、80センチメートル以上とすること。</p> <p>(2) 車いす使用者が通過する際に支障となる段を設けないこと。</p> <p>(3) 自動改札機を設ける場合においては、当該自動改札機又はその付近に、当該自動改札機への進入の可否を容易に識別できる方法で表示すること。</p>		
10 券売機	券売機を設ける場合においては、1の表の18の項に定める基準に適合する券売機を1以上設けること。		

5 建築物以外の路外駐車場に関する整備基準

整備項目	整備基準
1 駐車場	<p>(1) 多数の者の利用に供する駐車場には、車いす使用者用駐車施設を設けること。</p> <p>(2) 車いす使用者用駐車施設は、次に定める基準に適合するものとすること。</p> <p>ア 幅は、350センチメートル以上とすること。</p> <p>イ 車いす使用者用駐車施設又はその付近に、車いす使用者用駐車施設の表示を立看板等の見やすい方法により表示すること。</p>

5 建築物以外の路外駐車場に関する整備基準

整備項目	整備基準
1 駐車場	4の表の7の項に定める基準に適合するものとすること。

	<p><u>ウ 2の項の(1)の経路の距離ができるだけ短くなる位置に設けること。</u></p>		
2 利用円滑化経路	<p>(1) 車いす使用者用駐車施設から道又は公園、広場その他の空地までの経路のうち1以上を、利用円滑化経路とすること。</p> <p>(2) 利用円滑化経路は、次に定める構造とすること。</p> <p>ア 当該利用円滑化経路上に段を設けないこと。ただし、傾斜路を併設する場合は、この限りでない。</p> <p>イ 当該利用円滑化経路を構成する出入口の有効幅は、120センチメートル以上とすること。</p> <p>ウ 当該利用円滑化経路を構成する通路は、次に定める構造とすること。</p> <p>(ア) 1の表の15の項の(1)から(3)までに定める構造に準じたものとすること。</p> <p>(イ) 幅員は、120センチメートル以上とすること。</p> <p>(ウ) 50メートル以内ごとに車いすの転回に支障がない場所を設けること。</p> <p>エ 高低差がある場合においては、1の表の1の項の(2)のエの(ア)から(エ)まで並びに15の項の(1)、(4)及び(5)に定める構造に準じた傾斜路を設けること。</p>		

第2号様式を次のように改める。

第2号様式 削除

第9号様式を次のように改める。

第9号様式 削除

附 則

この規則は、平成22年4月1日から施行する。